

いただきましたことに深く感謝致します。「同進会」を応援する会、ならびに「同進会」を応援する西東京市民の会、「同進会」を応援する大阪の会の皆様、これからもよろしくお願いいたします。同進会も多くの

二世と協力すべく頑張ります。今後とも皆さまと共に歩んでゆく所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。
(2023年11月14日、記)
(バク・ネホン／同進会会長)

いわゆる「台湾有事」について

泉川 友樹

はじめに 「台湾有事」論の根源

2021年1月のバイデン政権発足後、アメリカは対中国戦略を「同盟国重視」にシフトした。AUKUS、IPEF、QUAD等を中心にして対中包囲網の形成を進めており、日本もその中で役割を求められている。

これまでの流れを概観すると以下の通りである。2021年3月に当時のデビッドソン米軍インド太平洋司令官がアメリカ上院軍事委員会で「中国は6年以内に台湾に侵攻する可能性がある」との主旨の発言を行ない、これをきっかけにしていわゆる「台湾有事」が耳目を集めるようになった。この動きに歩調を合わせ、2021年3月9日に行なわれた日米外相、防衛相会談(2

プラス2)では共同発表に「台湾海峡の平和と安定の重要性」が謳われ、次いで4月16日の日米首脳会談では「兩岸問題の平和的解決」が共同声明に盛り込まれた。12月には安倍晋三元首相がオンライン講演会で「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事である」と発言、2022年1月10日の2プラス2では米軍と自衛隊が緊急事態に「共同対処」することが盛り込まれ、両軍の運用一体化の方向性が打ち出された。8月2日にはペロシ米下院議長が中国の強い反対を顧みることなく台湾訪問を強行、リアクションとして中国が台湾海峡で軍事演習を実施し、外交の不調が軍事的緊張を招く事態となった。

このような経過を経て、日本政府は2022年12月16日に「国家安全保障戦略」

「国防衛戦略」「防衛力整備計画」の、いわゆる「安保三文書」を改訂し、防衛予算を2023年度から2027年度に約43兆円増額、2027年度に防衛費を対GDP比2%にすることを打ち出すとともに「敵基地攻撃能力(政府は反撃能力と呼称)」の保有を明確にした。他国から攻撃を受けた場合、攻撃をしている対象を撃退する必要最小限の自衛力は保有するが、相手国を直接攻撃する能力を持たないことを宣言し、他国に安心を与えることで自国の安全を確保していた「専守防衛」戦略を変更すると、このことも憲法や法律の改正手続きも踏まないうまま、閣議決定のみで行なわれた。2022年2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が起こったことをきっかけに「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」と岸田文雄首相が自ら発言するなど、ヨーロッパの情勢を引き合いに出すことで軍備拡張を進める動きが顕著である。

このような一連の動きが現場、特に沖縄県に影響を与えている。2021年11月14日には宮古島に地对艦ミサイルが搬入され、2022年12月27日に防衛省が与那国島に地对空ミサイルを配備する計画を発表、2023年3月16日には石垣島に陸上自衛隊の駐屯地が開設された。2022年

11月の日米共同統合演習「キーンソード23」では史上初めて与那国島の公道を戦闘車が走行し、2023年10月の日米共同訓練「レゾリュートドラゴン23」では遺体収容訓練など、実戦を想定した生々しい訓練が実施された。日本政府のいう「厳しさを増す安全保障環境」への対応として受け止める住民がいる一方、自身の住んでいる場所が戦場と化すことが想定されていることに不安や恐怖を覚えている住民も多い。

このような動きを見れば、日米両政府は「台湾有事」を想定して着々と準備を進めていることが分かる。先述した「安保三文書」が中国を「国際社会の平和と安定への最大の戦略的な挑戦」と位置付けていることもそのことを裏付けている。

では、日米両政府が想定している「台湾有事」とはいったい何を指しているのか、また「台湾有事」は本当に起こるのだろうか、起こるとすればどのような状況で起こるのだろうか。本稿では中国から見た台湾問題、及び日本と中国が台湾問題についてこれまでどのように対処してきたかを概説し「台湾有事」が発生しないために日本が踏まえるべきことを示したい。

中国と台湾の関係

「台湾有事」を考えるためには、そもそ

も中国にとって台湾問題とは何かを理解する必要がある。

中国と台湾の関係については以下の通りである。台湾は日清戦争以前、清朝の版図であったが、日清戦争後に締結された下関条約によって割譲され1895年から日本の植民地となった。その後、日本は1931年9月18日の満州事変に端を発する日中戦争で中国を侵略したが、清朝の後継政権にあたる中華民国に敗れ、1945年8月15日に昭和天皇が戦後処理の方針を定めたポツダム宣言受諾を公表、同年9月2日に降伏文書に調印することで終戦を迎えた。ポツダム宣言にはカイロ宣言が履行されるべきことが記されており、カイロ宣言には「日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還する」と明記されている。このような経緯から、台湾は中国（当時は中華民国）に返還されたと見るべきである。

日本の敗戦後、中華民国では中国国民党と中国共産党の内戦が勃発し、中国共産党が勝利を収めた結果、1949年10月1日に中華人民共和国が建国された。中国国民党率いる中華民国は台湾に逃れたため、外形的には「2つの中国」が存在するように見える状況が現出し、今に至っている。中華人民共和国はその成立を以て全ての主権

は中華民国から引き継がれたという立場を取っており、それには当然台湾も含まれている。そして、日本は後述する「日中共同声明」によって中華人民共和国政府を「中国を代表する唯一の合法政府」と承認し、中華民国を国家承認していない。

なお、日本と大部分の連合国の間で最終的な戦後処理を定め、1951年に調印されたサンフランシスコ講和条約では、日本は台湾を含む領土を「放棄する」としか記されていない。そのため、これを根拠に台湾は中国に返還されていない、よって「台湾は台湾であり、中国とは関係ない」と主張する説があるが、先述のように中国大陸（中華人民共和国）と台湾（中華民国）は国共内戦の影響で分断状態にあったため、どちらもサンフランシスコ講和条約に調印していない。台湾の取り扱いについては「日華平和条約（後に失効）」及び「日中共同声明」で定められているため、台湾の一部の人々の考えは尊重しつつも、日本は公のレベルではこれらに準拠するのが妥当であろう。このような歴史的経緯を見ると、戦後の分断状態が事態を複雑化し問題解決を難しくしているが、中国にとって台湾問題の原点は「列強によって奪われた失地の回復」である。特に台湾は日本に奪われた国土であることから、日本が安易に「台湾有事は

日本有事」と主張して台湾問題に介入することは中国にとって受け入れがたいことなのは想像に難くない。侵略によって中国の人々に筆舌に尽くしがたい被害を与えた日本としては、この歴史と謙虚に向き合いながら台湾問題を見つめる必要がある。「民主主義対専制主義」といったイデオロギーや価値観の違いで敵と味方を選別し、結論も出口もない争いに入っていくべきではない。

中国から見た「台湾有事」

実は「台湾有事」には明確な定義がないが、本稿では便宜的に「中国が台湾に武力を行使することで引き起こされる衝突、紛争」とする。この定義に照らせば「台湾有事は日本有事」とは「中国が台湾へ武力を行使した際にアメリカが武力介入し、そのアメリカが攻撃されたことで日本が日米同盟に基づく集団的自衛権を行使し、台湾問題に武力介入することで引き起こされる日本と中国の衝突、紛争」となる。そうであるならば「中国はどのような場合に台湾に武力を行使するのか」を分析することが「台湾有事」の発生を防ぐために有効である。

先述の通り、中華人民共和国は台湾を自国の一部であるとしており、現状は分断状

態にあるが統一するべきであると考えている。このことは中華人民共和国憲法に「祖国統一の大業を成し遂げることは台湾同胞を含むすべての中国人民の神聖な責務である」と記されていることから明らかである。ただし、中国は統一の時期については明確な期限を設定していない上、統一の方法についてもアメリカとの関係が正常化した1970年代後半からは「あくまでも平和統一を目指す」としている。この方針は一貫しており、習近平政権になってからも変更はない。台湾独立派をけん制するため

「武力使用を放棄する約束はしない」ことも一貫して言い続けているのだが、この副題の「武力使用放棄せず」が主題の「平和統一を目指す」を超え、独り歩きしているのが日本のメディアや政界の現状である。中国の方針を冷静に見定める必要がある。

中国にとって武力行使は自国民に銃口を向ける行為であり、万事も得ない場合の最終手段である。では、どのような場合に中国はその最終手段を採り得るのだろうか。このことについては中国が2005年3月14日に制定した「反分裂国家法」で明確に回答している。同法では①台湾を祖国から分裂させる重大な事実が発生した場合、②台湾を祖国から分裂させる可能性の

ある重大な事件が発生した場合、③平和統一の可能性が完全に失われた場合について「非平和的方式」を採ることが規定されており、台湾が独立を宣言する、あるいは他国の軍隊が台湾に駐留するといったことが発生しない限り「非平和的方式」を採ることとはならないことが明確になっている。

中国共産党が2022年に開催した第20回党大会で定めた最大の国家目標は「2035年までに基本的な社会主義現代化を成し遂げ、今世紀半ばまでに社会主義現代化強国になる」ことである。社会主義国は安定政権の下で中長期計画を策定し、その計画に従って年間計画を実施していくのが特徴であるから、この国家目標の実現が困難になるような「台湾有事」を自ら引き起こす可能性は極めて低い。「中国共産党は一党独裁なので自由に軍備が増強できる」「習近平の意思一つで台湾に侵攻できる」といった主張がメディアなどからも聞こえてくるが、これは社会主義国の特徴を全く理解していない主観と偏見に基づく唾棄すべき主張といわざるを得ない。中国が軍事的、経済的に強くなったのは事実である。しかし、それは「台湾有事」の発生の可能性が高まっていることを必ずしも意味しない。

以上見てきたように、中国は「台湾有事」

を自ら引き起こす考えはなく、アメリカや日本が「台湾独立派」を焚きつけることが「台湾有事」を誘発すると見ている。よって、アメリカや日本が今なすべきことは中国の武力行使を避けられないものとして軍備増強に走るのではなく、外交によって中国と台湾当局の冷静な対話を促すための環境づくりをすることである。

「台湾有事は日本有事」か？

アメリカや日本が台湾を独立の方向に焚きつけない限り「台湾有事」が起こる可能性は極めて低いことを述べた。ここでは「台湾有事」が発生した場合、それが「日本有事」になるのかについて述べる。

先述の通り、中華人民共和国はサンフランシスコ講和条約を調印しておらず、日本との戦後処理は1972年9月29日の「日中共同声明」及び1978年8月12日に調印した「日中平和友好条約」で行なわれた。「日中共同声明」では「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と謳われている。この日中共同声明を基礎として締結されたのが日中平和友好条約である。同条

約は国会での批准手続きを経て発効しているため、条約遵守を定めた日本国憲法98条2項により、内閣のみならず国会議員を含む国家全体を拘束する。よって、安倍晋三元首相の「台湾有事は日本有事」発言は「専守防衛」の観点からも問題であるが、日中平和友好条約から見ても極めて不適切である。

以上見てきたように、日本が中国と取り交わしている約束に照らせば、中国と台湾で仮に武力衝突、いわゆる「台湾有事」が発生したとしてもそれは中国国内で発生した「内戦」である。これは中国の一方的な主張ではなく、日本の侵略戦争の処理として日本が中国と交わした重い約束である。これを違えるようなことや抵触していると中国が受け取りかねないことを日本は決して行なうべきではない。日本に求められているのは麻生太郎自民党副総裁のいう「戦う覚悟」を持つことではなく、日米同盟に基づく集団的自衛権を行使して台湾問題に介入することでもない。先人たちが中国と安定的な関係を構築するために作り上げた日中共同声明や日中平和友好条約を堅持しつつ、中国と台湾当局の問題を平和的に解決するように環境整備を行なうことである。そうすれば「日本有事」は起こりえないし「台湾有事」が発生するリスクも

大幅に低減できる。なお、外務省によると2023年11月17日にサンフランシスコで行なわれた日中首脳会談では岸田文雄首相から習近平国家主席に対し、我が国の台湾に関する立場は、1972年の日中共同声明にあるとおりであり、この立場に一切の変更はないと述べている。「言行一致の外交」が必要である。

終わりに

最後に「台湾有事」の影響を最も受けている沖縄県の動きについて述べる。「台湾有事」論を背景とした軍備増強や自衛隊配備強化に危機感を持った沖縄県、宮古島、石垣島、与那国島の市民団体及び有志は、日本国政府に対し、中国との外交による平和的な問題解決を図る意見書を可決するよう求める陳情を2023年の沖縄県議会2月定例会に提出した。付託された総務企画委員会の「全会一致原則」に阻まれ採択はされなかったが、その願意を反映した「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」が議員提出議案として本会議に諮られることになり、3月30日の最終本会議で賛成多数で可決された。意見書は政府に対し「日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発

展させ、平和的に問題を解決すること」を求めている。

4月1日には沖縄県が「地域外交室」を新設、地方として独自のメッセージ発信や平和構築の取り組みを行なう体制を整えた。7月3日から7日までは玉城デニー知事が北京と福建省を訪問、李強首相をはじめとする中国政府要人と意見交換を行ない、中国との友好関係の発展を促進した。

沖縄県はこの動きは注目に値する。他の

地方自治体からもこのようなアクションが起これば、「台湾有事」論を奇貨として軍拡を進める政府の行動にブレーキをかけ、東アジアの平和構築のための大きな力となるだろう。市民一人ひとりの行動が求められている。

2023年11月19日

(いずみかわ・ゆうき／沖縄大学地域研究所特別研究員)

「ベトナムの冤魂を記憶せよ」

～韓国軍犯罪判決と日本との違い～

玄 順恵

ソクラテスは「私は知らないということを知っている」と言って死んだが、それは人間にとって最も大切なものは、物事に対して常に「なぜか？」を問い、その意味を吟味し、それに応答していく姿勢をもつことであると訴えたのだった。

今、2023年末、ロシアとウクライナ、イスラエルとハマスとの戦争が泥沼化する様相を見るたび、人間はなぜ戦争を繰り返すのかと自問自答するのは私だけではないだろう。

戦争は「人殺し」を国家が国民に対して

合法的に保障する約束のもとに行なわれる。

しかし戦争はいくら合法的な命令であっても国民・兵士ひとり一人が納得しない限り戦争の継続は困難を極める。戦争には国民・兵士を動員する「意思」と「名分」が必要なのだ。

戦争は、国家と個人、人間の感情の本質を最も深く考えさせる。国家が遂行したい戦争へ国民・兵士を巻き込むため、国家はその「意思」と「名分」を美辞麗句に変えて標語に掲げる。いわく「自由と民主主義」、

「正義の戦争」、「自衛のための戦争」、「大東亜共栄圏」等々。しかし国家の引き起こす戦争は、ひとり一人の国民・兵士が動かなければ成り立たないのだ。

長い人類の歴史から見ると生老病死の運命をもつ人間の一生は、短い。その一生の中で一番幸福な時間や場所は何で、どこであるのかと考えた時、おそらくそれは誰にとっても自分の大切な人たちとともに居心地よく過ごせる時間や空間の数々ではないだろうか。

平和とは、そういった理屈無しの絶対的条件的ことを言うのだろうか。

とすれば国民・兵士にとつての最大の「意思」と「名分」は、国家のいうそれとは違う素朴で平和な暮らしでしかないのだ。

戦争においてその最前線に立つのはひとり一人の兵士だ。平和な暮らしから切り離され戦場へ行く兵士は、国家によって駆り出された被害者である。戦場は、殺すか、殺されるかの闘いの場だ。生き残るためには相手側、敵の人間を殺さねばならぬのだから、兵士はおのずと加害者になる。

小田実は、ベトナム反戦運動の中で戦場における人間兵士の存在を考察し「戦争のメカニズム」を説明した。「兵士は被害者であることによって加害者になる」という平和への倫理と論理だ。